

令和 7 年 3 月 農業委員会
定例委員会議事録

1. 開始時間 令和7年3月19日(水)

開会 午前 9時30分

閉会 午前 10時 5分

2. 開催場所 鳥栖市役所3階大会議室1

3. 出席者の状況

番号	委員氏名	出欠
1	天本純子	出
2	黒田和彦	出
3	酒井恵美	出
4	佐藤幸信	出
5	篠原浩二	出
6	田代英毅	出
7	豊増義治	出
8	永渕久雄	出
9	久富正ノ介	出
10	松隈清志	出
11	松雪昭俊	欠

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の氏名

4番 佐藤 幸信 委員 6番 田代 英毅 委員

第2 会議書記の氏名

農業委員会事務局 王丸 貴将

第3 付議案件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	2件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	3件
議案第4号	農用地利用集積計画について	106件
報告第1号	農地法第4条の規定による届出について	1件
報告第2号	農地法第5条の規定による届出について	4件
報告第3号	農地法第18条の規定による通知について	1件

5. 農業委員会事務局職員

庄山 裕一 武田 隆洋 王丸 貴将

6. その他出席

傍聴者 0名

議長

それでは、ただいまより令和7年3月鳥栖市農業委員会定例委員会を開催いたします。

本日の出席者は10名、11番〇〇〇〇委員より、所用により欠席する旨の連絡が入っております。定足数に達しておりますので、本定例会は成立しております。

また、本日の議事録署名人には、鳥栖市農業委員会会議規則第18条第2項の規定により、議席番号4番〇〇〇〇委員と議席番号6番〇〇〇〇委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記につきましては、事務局のほうにお願いします。

それでは、ただいまから議案審議に入ります。

初めに、議案第1号を議題といたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について2件、3筆でございます。

議案第1号、番号1の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転について2件、3筆の申請がございました。

それでは、1ページをお願いいたします。

議案第1号、番号1につきましては、譲受人の耕作面積は、記載のとおりであり、念書において地元区長及び生産組合長からの同意も得てあります。また、営農計画書も添付をされていることから、農地法第3条許可申請は許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号1の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

はい、〇〇委員どうぞ。

7番委員

7番〇〇ですけど、新規就農者うちゅうか、ときどき見かけますし、だんだん増えてきよるようですけど、ちょっとこの面積から見ても、1畝ちょっとぐらいです。これでできるんですか。

議長

事務局どうぞ。

事務局

こちらの案件につきましては、報告事項のほうにございます5条の届出のほうで、隣接地の住宅を買われた方が、隣接する農地についても一緒に取得したいとの御意向でありました

ので、こういった形で整理をさせていただいたところでございます。

以上になります。

議長

〇〇委員、どうぞ。

7番委員

はい、それはわかりました。それを始めに聞いとくとよかったので。

先日テレビで見よったら新規就農者っちゅうか、講習会が鳥栖でもあったようなんで、今から増えてくると思いますけど、下限面積が減ってから簡単に新規就農ができるようになったけど、簡単にやめるのもやめれるようになった。

こんなふうにして、新しくした人は追跡調査ちゅうか、その後のことをどうしているかちょっと気に留めるべきじゃないでしょうか。

議長

地区の委員さんとか推進委員さんが、農地パトロールをされて、そこは見て回って、今言われるようにされてないところがあった場合には報告のほうをお願いしたいかと思います。

（「ぜひお願いします」と呼ぶ者あり）

ただいま、〇〇委員から御意見をいただきましたが、他にございませんか。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号1の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

（賛成者挙手）

ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第1号、番号2の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号、番号2につきましては、農業廃止を考えていた譲渡人から、経営規模の拡大を考えていた譲受人への所有権移転でございます。譲受人の耕作面積は、記載のとおりであり、営農計画書も添付をされていることから、農地法第3条許可申請は許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号2の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

はい、〇〇委員どうぞ。

7番委員

7番〇〇です。すいません、また。

これを見る限り、面積ですね。この受け手の人、耕作してるんですか。

議長

はい、事務局。

事務局

〇〇〇〇〇〇のほうの構成員の方で、営農されているというふうに聞いております。

その方にぜひ、ということで譲渡人の方からのお話があるということで聞いております。

以上になります。

議長

はい、〇〇委員。

7番委員

はい、わかりました。

この面積とか場所とか考えたら、ちょっと考えられんような事案ですよ。

そういうとも、ぜひ早く言ってください。そうせんと、審議できませんので。

よろしくお願いします。

議長

他に、ございませんか。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号2の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号を議題といたしますが、議案第2号及び議案第3号の番号2の案件につきましては、関連することから一括して審議をいたします。

議案第2号、番号1及び議案第3号、番号2の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第2号、農地法4条の規定による農地転用許可について1件、2筆の申請がございました。

それでは、2ページをお願いいたします。

議案第2号、番号1の申請の詳細につきましては、別冊資料1の農地転用許可申請審査調書の1ページから3ページを御参照願います。

それでは、別冊資料1の1ページをお願いいたします。

この案件につきましては、申請者は、物流会社〇〇〇〇より従業員用の駐車場の要望があり、貸駐車場を設置するために転用申請されたものでございます。

土地の利用及び施設の概要は記載のとおりで、参考事項の排水計画の雨水排水は、南側水路に放流される計画となっております。また、資金計画につきましては、通帳の写しが添付をされております。

2ページに位置図、それから3ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照のほどよろしくをお願いいたします。

農地区分につきましては、道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画された地域の面積に占める宅地の割合が40%を超えているものであり、第3種農地と判断をしております。

許可の基準といたしましては、第3種農地は原則許可できることから、農地転用は許可し得ると判断をしております。

以上、議案第2号、番号1の案件についての説明とさせていただきます。

続きまして、3ページのほうをお願いいたします。

議案第3号、農地法第5条の規定による農地転用許可について、所有権移転に係るものについて2件、2筆、使用貸借権設定に係るものについて1件、2筆の申請がございました。

まず初めに、先ほどの議案第2号の案件と関連しますことから、番号2の申請の詳細につきまして御説明いたします。

別冊資料1の農地転用許可申請審査調書の7ページから9ページを御参照願います。

この案件につきましても申請者は、物流会社〇〇〇〇より従業員用の駐車場の要望があり、貸駐車場を設置するために転用申請されたものでございます。

土地の利用及び施設の概要は記載のとおりで、参考事項の排水計画の雨水排水は、南側水路に放流される計画となっております。また、資金計画につきましては、通帳の写しが添付

をされております。8ページに位置図、それから9ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照のほどよろしくお願いいたします。

農地区分につきましては、道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画された地域の面積に占める宅地の割合が40%を超えているものであり、第3種農地と判断をしております。

許可の基準といたしましては、第3種農地は原則許可できることから、農地転用は許可し得ると判断をしております。

以上、議案第3号、番号2の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

はい、〇〇委員どうぞ。

6番委員

土地の権利関係のことなんですけど、2号の議案のほうは、今の所有者の方がそのまま所有して転用される。それで、3号のほうは、この〇〇さんという方に所有権を移転されるということですかね。この〇〇さんという方が物流会社の方なんですか。

議長

はい、事務局お願いします。

事務局

土地所有者の方は言われるように〇〇さんになりまして、今度〇〇さんのほうが駐車場を造成されて〇〇〇〇に貸されるという流れになっております。4条につきましては、御本人さんが駐車場に変えられて御自分が〇〇〇〇に貸されるという流れになっておりまして、ちょっとわかりにくいんですけども、駐車場としては〇〇〇〇に最終的に貸されるところで決定しているところでございます。

以上になります。（「わかりました、ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

議長

他にございませんか。

地元の委員さんは、何かございますか。

〇〇委員。

3番委員

3番委員の〇〇です。担当委員として一言申し上げます。

3月7日に、会長と〇〇推進委員、事務局で、私は次の日に事務局と現地を確認いたしました。

今回の申請地は、〇〇町、〇〇町にまたがって所在する農地です。

申請者は、物流会社〇〇〇〇より従業員用の駐車場の要望があり、貸駐車場を設置するために転用申請されたものです。

現地確認の際に排水についての説明も受けましたが、今回の農地転用申請について、特に問題等はないと思われます。

以上、担当委員からの意見となります。

議長

ただいま、〇〇委員から御意見をいただきましたが、他にございませんか。

よろしいですか。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第2号、番号1及び議案第3号、番号2の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号、番号1の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

続きまして、議案第3号、番号1の申請の詳細につきましては、別冊資料1の農地転用許可申請審査調書の4ページから6ページをお願いいたします。

それでは、別冊資料1の4ページをお願いいたします。

この案件につきましては、申請者が、本社に近い場所に従業員駐車場及び工事車両用の駐車場を設置するために転用申請されたものでございます。

土地の利用及び施設の概要は記載のとおりで、参考事項の排水計画の雨水排水は、西側ため池に放流される計画となっております。

また、資金計画につきましては、残高証明書が添付をされております。5ページに位置図、6ページには土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照のほど、よろしくお願いいたします。

農地区分につきましては、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小

集団の生産性の低い農地に該当することから第2種農地と判断をしております。

許可の基準といたしまして、第2種農地は第3種農地に立地困難な場合許可できることから、農地転用は許可し得ると判断しております。

以上、議案第3号、番号1の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

地元の委員さん、何かございませんか。

〇〇委員。

4番委員

3月7日に、事務局と会長、〇〇委員と現地を見てまいりました。

排水関係には、別に何ら農地に対しての支障はないかと思っております。

以上が、担当委員からの意見でございます。

議長

ただいま、〇〇委員から御意見いただきましたが、他にございませんか。

ありませんかね。

では、無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第3号、番号1の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、番号3の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、4ページをお願いいたします。

議案第3号、番号3の申請の詳細につきましては、別冊資料1の農地転用許可申請審査調書の10ページから12ページを御参照願います。

それでは、別冊資料1の10ページをお願いいたします。

この案件につきましては、申請者が、自身の後援会事務所の広場、並びに事務所で作業を行う者及び来客のための駐車場として利用するために転用申請されたものでございます。

土地の利用及び施設の概要は記載のとおりで、参考事項の排水計画の雨水排水は、西側側溝に放流される計画となっております。

また、資金計画につきましては、通帳の写しが添付をされております。11ページに位置図、それから12ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照のほどよろしくお願いいたします。

農地区分につきましては、鉄道の駅、船舶の発着場からおおむね300メートル以内の範囲であり、第3種農地と判断をしております。

許可の基準といたしましては、第3種農地は原則許可できることから、農地転用は許可し得ると判断しております。

以上、議案第3号、番号3の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

地元委員さん、何かありますか。

〇〇委員どうぞ。

8番委員

8番委員の〇〇です。担当委員として一言申し上げます。

3月7日に、会長と私と、〇〇委員、事務局で現地を確認しました。

今回の申請地は、原古賀町に所在する農地です。

申請者は、自身の後援会事務所の広場、並びに事務所で作業を行う者及び来客のための駐車場として利用するために転用申請されたものです。

現地確認の際に排水についての説明も受けましたが、今回の農地転用申請について、特に問題等はないと思われます。

以上、担当委員からの意見となります。終わります。

議長

ただいま、〇〇委員のほうから御意見をいただきましたが、他にございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第3号、番号3の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

（賛成者挙手）

はい、ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第4号を議題といたします。

農用地利用集積計画について106件、237筆でございます。

議案第4号、番号1から番号106までにつきましては、一括して審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、5ページから31ページをお願いいたします。

議案第4号、農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進事業により106件、237筆の申し出がございましたので、農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定に基づき、決定を求めるものでございます。

内訳につきましては、31ページの農用地利用集積計画集計表をもとに、一括して御説明いたします。

31ページのほうをよろしくをお願いいたします。

1の利用権設定の中の(1)地目別設定面積について、地目「田」「畑」の設定面積は記載のとおりでございまして、合計が36万5,102.18平方メートルとなっております。

次に、(2)の作物別設定面積について、作物名「水稻」「その他」の設定面積と件数につきましては記載のとおりでございまして、合計で賃借権が196件、31万1,236平方メートル、使用貸借権が41件、5万3,866.18平方メートルとなっており、総合計が237件、36万5,102.18平方メートルとなっております。

次に、3の申請者の状況につきましては、貸人が106名、借人51名、申請枚数は106枚となっております。

以上の案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えております。

以上、議案第4号の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めますが、議案第4号、番号17、番号28、番号38、番号42及び番号49の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に該当いたしますので、順次委員の退席を求めます。

最初に、番号17の案件について審議いたしますので、〇〇〇〇委員の退席を求めます。

(10番委員退室)

議案第４号、番号17の案件について質疑を求めます。

何か、ございますか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第４号、番号17の案件について、承認することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

（賛成者挙手）

はい、ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり承認することに決定いたしました。

〇〇〇〇委員の入席を求めます。

（10番委員入室）

次に、番号28の案件について審議いたしますので、〇〇〇〇委員の退席を求めます。

（２番委員退室）

議案第４号、番号28の案件について質疑を求めます。

ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第４号、番号28の案件について、承認することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

（賛成者挙手）

ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり承認することに決定いたしました。

〇〇〇〇委員の入席を求めます。

（２番委員入室）

次に、番号38及び番号42の案件について審議いたしますので、〇〇〇〇委員の退席を求めます。

(1 番委員退室)

議案第4号、番号38及び番号42の案件について質疑を求めます。

ございませんか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第4号、番号38及び番号42の案件について、承認することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり承認することに決定いたしました。

〇〇〇〇委員の入席を求めます。

(1 番委員入室)

次に、番号49の案件について審議いたしますので、〇〇〇〇委員の退席を求めます。

(8 番委員退室)

議案第4号、番号49の案件について質疑を求めます。

ございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第4号、番号49の案件について、承認することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり承認することに決定いたしました。

〇〇〇〇委員の入席を求めます。

(8 番委員入室)

次に、番号17、番号28、番号38、番号42及び番号49を除く案件について質疑を求めます。

ございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第 4 号、番号17、番号28、番号38、番号42及び番号49を除く案件について、承認することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり承認することに決定いたしました。

次に、報告第 1 号から報告第 3 号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、32ページをお願いいたします。

報告第 1 号、農地法第 4 条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして 1 件、1 筆が提出され、市街化区域の農地であり適法であると判断したため、受理したことを御報告いたします。

次に、33ページから34ページをお願いいたします。

報告第 2 号、農地法第 5 条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして 4 件、11 筆が提出され、市街化区域の農地であり適法であると判断したため、受理したことを御報告いたします。

次に、35ページをお願いいたします。

報告第 3 号、農地法第18条の規定による合意解約通知につきまして 1 件、2 筆の合意解約した旨の通知があり、この案件につきまして、引渡し 6 か月以内の合意解約であり解約事由が書面により明らかであったので、受理したことを御報告いたします。

以上、報告第1号から報告第3号の説明とさせていただきます。

議長

ただいま、事務局から報告をいたしましたので、各委員のお目通しをお願いいたします。

その他の事項で委員の皆さんから、何かございませんか。

(発言する者なし)

よろしいですかね。

事務局から、何かありますか。

事務局お願いします。

事務局

そうしましたら、議案と一緒に同封させていただいております、資料2につきまして御説明を差し上げたいと思いますので資料の準備をよろしくお願いいたします。

最適化活動の目標につきましては、令和4年2月2日付の農林水産省経営局長通知によりまして、農業委員会は、毎年度、3月末までに翌年度の最適化活動の目標を設定し、4月末までに公表するとともに、都道府県知事に報告するもの、となっております。この通知に基づきまして、別紙様式1、令和7年度最適化活動の目標の設定等を作成しております。

こちらにつきましては、今年度末、3月末の数値が必要となる項目がございますため、現時点では確定できない項目がございます。そちらにつきましては、網掛けとしている部分でございますので、4月以降に修正することとなりますので、御了承をお願いいたします。

1ページを御覧ください。

Iの農業委員会の状況（令和7年4月1日現在）でございます。

まず、1農業委員会の現在の体制ですが、現在の農業委員等の任期は令和8年7月19日までとなっております。

次に、2農家・農地等の概要ですが、農林業センサス2020に基づきまして、総農家数、農業経営体数、基幹的農業従事者数等を記載しております。また、耕地面積につきましては、農林水産省統計に基づき1,240haと記載しております。

2ページを御覧ください。II最適化活動の目標でございます。

まず、目標につきましては、県が定めております農地の集積の目標年度の令和13年度までに、集積率80%としているものを設定しております。今年度の新規集積面積目標を1haとし、令和13年度までに、集積率80%を目指すこととしております。

次に、(2)遊休農地の解消①現状及び課題ですが、緑区分の遊休農地5.8ha、黄区分の遊

休農地3.7haの併せて9.5haとなっております。②目標ア、既存遊休農地の解消ですが、ここは令和3年度の遊休農地の面積をもとに設定するため、昨年同様、緑区分の遊休農地6haの5分の1の面積を解消目標面積とすることから1.2haと設定をしております。

イ新規発生遊休農地の解消ですが、前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積は、その年のうちに解消することとなっていることから新規発生した面積1.3ha全てを目標面積としております。

3 ページを御覧ください。

2 最適化活動の活動目標、(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標は、昨年度と同様一月当たり8日で設定しております。

(2) 8月に遊休農地の解消に努め活動すること、活動強化月間の設定目標は三月以上設定することとなっており、1月に地域計画の話し合いなどに参加し農地の集積に取り組むこと、3月に農地の貸し借りの相談を受け農地の集積に取り組むこととしております。

(3) 新規参入相談会への参加目標ですけれども、新規参入相談会への参加目標を2回としており、市などで行われるワンストップ支援窓口へ推進委員等が参加することを目標としております。

以上、令和7年度最適化活動の目標の設定等についての説明とさせていただきます。

以上です。

議長

他にございませんか。

今の件について何かありませんかね。

はい、これで全て終わりました。

それでは、次回の鳥栖市農業委員会定例委員会は、令和7年4月18日金曜日、午前9時半より3階第3委員会室で開催の予定をしております。

以上で、本日の鳥栖市農業委員会定例委員会を終了いたします。

農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

会 長 _____

委 員 _____

委 員 _____

